

1. 投稿資格

投稿原稿の著者は皮膚褥瘡外用薬学会 会員とする。

2. 投稿論文の種類

投稿論文は、外用薬物療法に関する有意義な新知見を含むものとする。具体的なスコープを次に示す。褥瘡薬物療法、薬物動態、基礎研究、症例報告などに関する研究であること。

1) 原著

独創的な研究から得られ、外用薬物療法に関する有意義な新知見を含むもの。

2) 症例報告

単独あるいは少数の患者に関する臨床経過に関する報告であり、外用薬物療法に関する新知見や重要な問題提起を含むもの。

3) 短報（ノート）

断片的研究ではあるが、外用薬物療法に関する新知見や価値あるデータを含むもの。

4) 総説および外用薬物療法に関するその他寄稿

外用薬物療法に直結するトピックスに関する原稿で、編集委員会が企画する。

3. 著作権

本誌ならびに皮膚褥瘡外用薬学会ホームページ上に掲載した論文の著作権はすべて本会に属する。

4. 利益相反

研究の実施や原稿の作成などに企業その他の直接的・間接的な経済的支援を受けた場合には、投稿者（すべての共著者）は、論文投稿時に投稿内容に関連する利益相反状態を「COI 報告書」に記入し、自己申告する必要がある。

5. 投稿手続き

1) 投稿方法

論文の投稿は、皮膚褥瘡外用薬学会投稿フォーム (<https://pharmderm.org/posting>) から電子投稿する。

2) 様式ダウンロード

論文本文、COI 報告書は皮膚褥瘡外用薬学会誌論文テンプレートを (<https://pharmderm.org/posting>) 用いて作成する。

6. 論文の採否

論文の採否は、編集委員会が指名した査読者による査読結果に基づき編集委員会が決定する。

原稿の修正を求められた際には、修正依頼日から原則 2 ヶ月以内に修正原稿を提出する。2 ヶ月を経過した場合は、審査打ち切りとなることがある。

7. その他

論文のねつ造や盗用、多重投稿、学術論文として公平性を損なう行為が判明した場合は、審査中であれば却下、採択後であっても掲載を取り消す。多重投稿は、論文内容の同一度、出版物の種別等を考慮するが、翻訳については禁止とする。

皮膚褥瘡外用薬学会誌倫理規定

人体を対象とした研究を実施する場合には、ヘルシンキ宣言に述べられているように、科学のおよび倫理的規範に準ずるものとする。すなわち被検者には研究内容についてあらかじめ十分に説明した上で、自由意志に基づく同意（インフォームドコンセント）を得ることが必要である。また研究課題によっては、所属施設の倫理委員会またはこれに準ずるものの承認が必要である。

動物を対象とした研究では、文部科学省「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日）[http : //www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm)」ならびに厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針に則り、動物愛護の立場から適切な実験計画を立て、全実験期間を通じ飼育及び動物の管理等に配慮することが必要である。

調査研究については文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日（）[http : //www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1443_01.pdf](http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1443_01.pdf)）を満たすことが必要である。ヒトゲノム・遺伝子解析等、遺伝子関連研究においては、人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得て、適正に研究を実施するために、文部科学省・厚生労働省・経済産業省「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 26 年 11 月 25 日一部改正）（[http : //www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/sisin1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/sisin1.pdf)）を満たすことが必要である。